

改正

平成30年4月1日告示第109号

糸魚川市電子入札システム利用者登録番号交付申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、糸魚川市が実施する電子入札に参加しようとする者が、電子入札に使用するICカードを電子入札システムにあらかじめ登録する処理（「以下「利用者登録」という。）を行う際に用いる認証番号（以下「利用者登録番号」という。）の交付を受けるための要件、手続等を定めるものである。

(利用者登録番号の交付を受けることができる者)

第2条 市長は、糸魚川市建設工事入札参加資格者名簿又は糸魚川市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている者に対して、利用者登録番号を交付する。

(利用者登録できるICカードの要件)

第3条 入札参加者は、利用者登録に使用するICカードについては、市長が指定する電子認証局が発行する電子入札コアシステム対応のICカードを使用しなければならない。

2 ICカードの名義人は、契約締結権限を有する本店又は支店として前条の名簿に登載されている本店又は支店の代表者でなければならない。

(交付申請の方法)

第4条 利用者登録番号の交付を受けようとする者は、利用者登録番号交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用者登録番号の交付)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合には、利用者登録番号通知書（様式第2号）により第2条の名簿ごとに1つだけ利用者登録番号を交付する。

2 市長は、原則として利用者登録番号の再交付を行わない。

(共同企業体の取扱い)

第6条 経常共同企業体及び特定共同企業体は、代表構成員単体のICカードで電子入札に参加するものとする。

(利用者登録番号の管理)

第7条 利用者登録番号の交付を受けた者は、利用者登録番号を紛失、外部漏洩等することのない

よう、厳重にその管理を行わなければならない。

(申請内容と異なる利用者登録)

第8条 市長は、交付申請書と内容が異なる I Cカード又は交付申請書に記載のない I Cカードの利用者登録が行われた場合には、当該データを電子入札システムから消去することができる。

(変更の届出)

第9条 利用者登録番号の交付を受けた者は、交付申請書の内容に変更があった場合には、速やかに変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成23年3月1日から施行する。

前 文(抄) (平成30年4月1日告示第109号)

告示の日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

利用者登録番号交付申請書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者
住所 〒

商号又は名称
代表者 印

下記のとおり糸魚川市電子入札システムの利用者登録番号の交付を申請します。

記

資格者名簿の種類 (該当するものに○)	建設工事		建設コンサルタント等業務
	役職名	氏名	備考
電子入札システムに登録する ICカードの名義人 (契約締結権限を有する本店又は 支店として名簿に登録されて いる本店又は支店の代表者)			

(申請担当者)

所属		電話	
職名		F A X	
担当者名		e-mail	

<申請に当たっての注意事項>

- 1 申請に当たっては、本店の代表者名で、代表者印を押してください。
(支店長等委任先の長による申請・押印は認めません。)
- 2 建設工事と建設コンサルタント等業務の両方の入札参加資格者名簿に登載されている業者の場合、名簿ごとに登録番号が異なりますので、交付申請書も別々に作成してください。
- 3 この申請を行う時点で、ICカードを取得している必要はありません。
- 4 郵送で提出する場合、封筒の表面に「利用者登録番号交付申請書在申」と朱書きしてください。
- 5 利用者登録番号通知書は、利用者（登録番号）に対して発送します。
- 6 この申請書は、財政課長に提出してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

糸魚川市長

利用者登録番号通知書

糸魚川市電子入札システムに対し、貴者が利用者登録を行うために必要となる利用者登録番号等は下記のとおりです。

この通知は再発行いたしませんので、紛失、外部漏洩等のないよう厳重に管理してください。

記

- 1 商号又は名称
- 2 利用者登録番号

注意点

- ・ 商号又は名称は、全て全角文字です。
- ・ 利用者登録番号は、全て半角文字です。
- ・ 利用者登録の方法については、糸魚川市公式ホームページ内の「電子入札ポータルサイト」の「事前準備・利用者登録」を参照してください。

様式第3号（第9条関係）

変更届出書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者
住所 〒

商号又は名称
代表者 印

下記のとおり利用者登録番号交付申請書の内容に変更があるので届け出ます。

記

資格者名簿の種類 (該当するものに○)	建設工事		建設コンサルタント等業務	
	役職名	氏名	備考	
電子入札システムに登録する ICカードの名義人 (契約締結権限を有する本店又は 支店として名簿に登録されて いる本店又は支店の代表者)				

※ 変更、追加、削除等があった名義人についてのみ、備考欄にその旨の文言を付して記入してください。

(申請担当者)

所 属		電 話	
職 名		F A X	
担当者名		e-mail	

<届出に当たっての注意事項>

- 1 届出に当たっては、本店の代表者名で、代表者印を押してください。
(支店長等委任先の長による届出・押印は認めません。)
- 2 建設工事と建設コンサルタント等業務の両方の入札参加資格者名簿に登載されている業者の場合、名簿ごとに登録番号が異なりますので、変更届出書も別々に作成してください。
- 3 郵送で提出する場合、封筒の表面に「変更届出書在中」と朱書きしてください。
- 4 ICカードの名義人となっている代表取締役、支店長等の交替の場合、この届出に先立って又は同時に入札参加資格審査申請の変更届出書の提出も必要となります。
- 5 この届出書は、財政課長に提出してください。